

【令和2年度八潮市国民健康保険税】

課税限度額、軽減措置の一部変更及び、 申告期限延長に伴う影響についてのお知らせ

八潮市では、県に納める「国保事業費納付金」や県が定めた「運営方針」などを踏まえ、令和2年度から課税限度額を引き上げます。

また、関係法令の改正に伴い、軽減制度の一部について「拡充」をいたします。
被保険者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

限度額及び軽減措置の改正点

① 医療給付費分の課税限度額を引き上げます

平成31年度	令和2年度
医療：58万円	医療：61万円
後期：19万円	後期：19万円
介護：16万円	介護：16万円
計：93万円	計：96万円

※国保事業費納付金とは、医療費の財源となるもので、市町村は県が算定した納付金を納める必要があります。

※運営方針では、課税限度額について「法令で定められた課税限度額を目指す」としています。

② 低所得世帯への均等割額の軽減判定所得基準額が拡大されます

	軽減割合	軽減判定基準所得額
平成31年度	7割	33万円以下
	5割	33万円 + (28万円 × 被保険者数等) 以下
	2割	33万円 + (51万円 × 被保険者数等) 以下
令和2年度	7割	33万円以下
	5割	33万円 + (28.5万円 × 被保険者数等) 以下
	2割	33万円 + (52万円 × 被保険者数等) 以下



申告期限の延長に伴うお知らせ

令和2年度市民税・県民税申告及び、令和元年分確定申告の申告期限の延長に伴い、本書同封の令和2年度国民健康保険税納税通知書兼特別徴収開始通知書（以下、「納税通知書」）の内容には所得割額の賦課及び、低所得世帯に対する均等割額の軽減措置が反映していない場合があります。

上記に該当するご世帯につきましては、翌月以降に更正通知（税額変更の通知）が送付されますので、それまでに納期限を迎えるものは、納税通知書のと通りの納付をお願いします。

お問い合わせ

八潮市役所 国保年金課 保険賦課係
TEL：048-996-2111
(内線：833・834・835)